

附属機関等への委員推薦について

1. 趣旨

- 市では、政策を立案する際に、関係者の意見を広く聴取し、様々な角度から議論を行うため、地方自治法に定める「附属機関」を設置している。附属機関の中には、地域住民代表として各区の自治協議会から委員を選出いただいているものがある。
- 附属機関以外にも、地域住民代表として実行委員会などに委員を選出いただいている。
- 令和3年3月31日で任期が終了した附属機関等があり、4月1日以降の委員推薦について依頼が来ていることから、新たに委員を選出する必要がある。
- 第7期では、依頼のあった附属機関の目的に沿って、関係する部会において委員を選出し、部会での選出をもって、自治協議会としての推薦にすることとしていた。

2. 附属機関等への自治協議会委員の就任状況一覧

●附属機関

名称	目的	任期	就任状況
新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会	犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進計画」の策定、変更等に当たり、必要な事項について調査・審議をし、市長に建議すること	4区隔年で選出 (江南区はR5.4.1～ R7.3.31)	—
新潟市防災会議	地域防災計画の作成(見直し)、実施の推進及び市長の諮問により防災に関する重要事項を審議すること	R3.4.1～R5.3.31	藤田委員
新潟市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)に基づき、市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、施策を総合的に推進すること	R2.9.1～R4.8.31 (委員任期ある限り)	山崎委員